



自動車保険

パーフェクトガイド

【2026年1月以降始期用】

お車の補償編

あいおいニッセイ同和損害保険

当社ならではの事故対応サービス『I'm ZIDAN』

夜間・休日の事故は全体の60%以上、当社では夜間・休日も社員が事故対応、24時間365日、平日と変わらずお客さまによりそった事故対応サービスを実現

対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配	病院への連絡	代車の手配 ^(注2)	修理工場との打合わせ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 ^(注3)
I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故



病院対応・代車手配^(注2)等当日中に対応

土曜日の朝



自分の車を修理



休日も修理工場と打合わせが可能

日曜日の昼



相手の方からの連絡



相手の方からの休日の問合わせにも対応

I'm ZIDAN

へのお客さまの声



連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました！相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。

お客さま満足度

事故対応全般に対して**96.7%**のお客さまにご満足をいただいています！



※当社保険金お支払いに伴うアンケート(2024年度)より。

RESSE
NOS
N

お車の補償

契約車両が衝突・接触等により損害を被った場合、車両保険金額を限度に保険金をお支払い

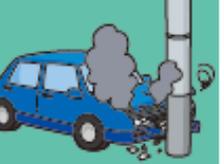
※故障による損害(バッテリー上がり含む)、タイヤ(チューブ含む)のみの損害(火災・盗難による損害除く)や、契約車両に定着されていない付属品のみの損害(火災による損害除く)は保険金支払対象外

POINT

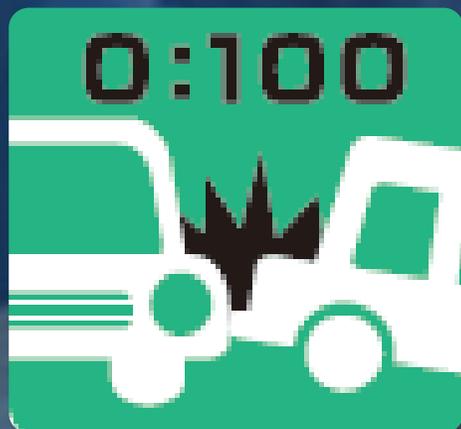
補償範囲の広い「一般補償」をおすすめします。

○ 補償します

× 補償できません

補償する事故 (主な事故例)	①ご契約のお車 以外の自動車(注1) との衝突・接触	②乗用具との 衝突・接触	③歩行者・動物(注2) との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難(注3)	⑥騒擾、労働争議に 伴う暴力行為 または破壊行為	
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	○	○	
10補償限定 16	○	○	○	○	○	○	
補償する事故 (主な事故例)	⑦台風・竜巻・洪水・ 高潮	⑧落書、いたづら(注4)、 窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中 の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故 (①~⑨および⑪~⑬に 該当する事故を除きます)	⑪電柱・ガードレール等の 他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆	⑬地震・噴火・津波
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	○	×	×	×

契約車両と相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が客観的事実に照らして契約者に過失がなかったことが認められる場合、ノーカウント事故として取り扱い、車両保険金をお支払い



契約車両と相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が(a)～(d)のいずれかに該当し、かつ客観的事実に照らして契約車両を使用・管理していた方に過失がなかったことが認められる場合、この特約を適用

(a) 相手自動車に
追突された
事故



(b) 相手自動車の
センターライン
オーバーによる事故



(c) 相手自動車の
赤信号無視
による事故



(d) 駐停車中に相手
自動車に衝突・
接触された事故



Point

- 『相手自動車(所有者が契約車両の所有者と異なる自動車)』と『その運転者または所有者』が確認できない場合は支払対象外

全損時諸費用特約

自動セット

契約車両が車両事故により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難された場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、諸費用として保険金をお支払い



車が「あまりに損傷がひどくて修理できない」または「修理費が保険金(車両価値)を超える」と認められた場合などに、「全損」として判断され本特約を適用
車両保険金額の 10%(下限10万円、上限20万円) をお支払い

Point

- 支払保険金の額が「2倍」となる全損時諸費用倍額払特約あり

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」となった場合に、定額で50万円
(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額)を地震等保険金としてお支払い



- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合
 - ・ルーフの著しい損傷 ・3本以上のピラー折損、断裂またはこれと同程度の損傷
 - ・前面・後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
- ご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合
- 運転者席の座面を超える浸水を被った場合 等

Point

車両事故により契約車両に大きな損害が発生した場合で、かつ事故日翌日から90日以内に新車を買替えられた場合、新車保険金額を限度に代替自動車の購入費用をお支払い



<お支払い条件>

- ① お車が修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合
- ② 修理費が 新車保険価額の50%以上 となる場合

Point

<セット可能な契約の条件>

- ① 満期日の属する月が初度登録年月の翌月から起算して61か月以内のご契約
- ② 満期日の属する月が初度登録年月の翌月から起算して61か月を超える場合、始期日時点（保険期間1年超の契約は最終保険年度）の車両保険金額が新車保険価額の50%以上のご契約

車両全損時復旧費用特約

任意セット

車両事故により契約車両に大きな損害が発生した場合で、かつ事故日翌日から90日以内に
新車に買い替えられた場合、復旧費用限度額を限度に代替自動車の購入費用をお支払い



<お支払い条件>

お車が修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合

※ 復旧費用限度額とは、車両保険金額の2倍に相当する額、または車両保険金額
に100万円を加えた額のいずれか低い額

Point

<セット可能な契約の条件>

次の①②をすべて満たすご契約

- ① 満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月超であること
- ② 始期日時点の車両保険金額が新車保険価額の50%未満であること

LESSON

ご清聴ありがとうございました。

Thank You For Your Attention

ミニテストはコチラから